

令和6年度 神戸市日常生活用具費支給事業検討会議（議事要旨）

福祉局障害者支援課

1. 開催日時・場所

- ・日時 令和7年1月20（月）13時00分
- ・場所 神戸市役所1号館8階福祉局中会議室

2. 出席者

委員 重松 るみ（KOBE 在宅ケアボランティアグループほほえみ 副会長）
長倉 寿子（兵庫県立リハビリテーション中央病院 部長（教育・連携担当））
中村 陽子（神戸市医師会 会計理事）
正木 健一（兵庫県理学療法士会 理事）
事務局 神戸市福祉局副局長 奥谷 由貴子 他

3. 議事の概要

日常生活用具の見直しについて

（1）頭部保護帽の支給対象者

（事務局）

- ・知的または身体障害児・者のうち、頻繁に転倒する者に支給を認めているが、精神障害者保健福祉手帳1級で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者についても支給を認めたい。

（委員）

- ・転倒の起因が身体であろうと精神であろうとけがをする危険性のある方に支給するのは妥当。
- ・急に倒れて家具とかに頭をぶつけて亡くなった方もいらっしゃるので、対象の拡大をしたほうがよい。
- ・手帳2級でも危険と思うが他都市の状況も参考に判断したのか。

（事務局）

- ・他都市の状況に加え、発作が生じる頻度に着目した。
- ・2級程度の場合は転倒するような発作の生じる頻度が半年に2回以上ということで、常時頭部保護帽を付けられるかということも考慮した。
- ・1級程度の場合は発作の生じる頻度が月に1回以上のため、頭部保護帽支給の必要性が高いと判断した。

(2) 情報・通信支援補助用具の支給可能商品

(事務局)

- ・パソコンの周辺機器を支給の対象としているが、スマートフォンやタブレットが一般的に普及している現状を踏まえ、それらの周辺機器も支給可能としたい。

(委員)

- ・今はスマートフォンが当たり前で、視力障害の方が電話をかけるにしろ受けるにしろ不便と聞く。ちょっと触るだけで意図しない動きをしてしまい困っているようだ。
- ・今回はこの Rivo2 という商品のみではなく、周辺機器全般を支給対象として認めるのか。
- ・周辺機器というと範囲が広いが、どこまで認めるのか判断が難しい。

(事務局)

- ・商品の具体例として Rivo2 を支給できるようご要望があったが、その他のスマートフォン、タブレットの周辺機器についても認めていく方針。
- ・パソコンだと上肢障害の方が入力しやすいようなスイッチやキーボードの申請が多い。パソコン本体を固定するスタンドのようなものは現状認めていない。

(3) 聴覚障害者用通信装置の支給可能商品

(事務局)

- ・FAX が商品例として挙げられるが、複合機（ファクシミリ機能の付いたプリンター）は支給の対象としていない。電話機能付き FAX の供給が減っていることから、複合機を支給可能としたい。

(委員)

- ・要件を縛りすぎないようにすると、商品を手に入れやすい。
- ・実際、電話機能付き FAX は減っているのか。

(事務局)

- ・FAX に関しては需要があって、聴覚障害の方にはまだまだ必需品である。
- ・量販店ではプリンター機能を搭載し多機能化したものが標準的になっている。電話機能付き FAX は減っているとのこと。

(4) ストーマの基準額

(事務局)

- ・他都市で神奈川の3政令市や名古屋市で基準額増額の動きが出ており、神戸市でも基準額の増額を検討していきたい。商品も輸入品が多く物価高騰の影響も受けやすい。

(委員)

- ・ストーマに限らず物価は上がっているので仕方ない。

(事務局)

- ・障害者の方が必要とする量を全額公費で負担するのは難しいが、実態を見た上でどこまで補助すべきか様々な意見を聞いて検討していきたい。

(5) 種目の廃止（視覚障害者用拡大読書器（タブレット）、発声補助装置）

（事務局）

- ・視覚障害者用拡大読書器の1つとして iPad に代表されるタブレット端末を平成 29 年度より新たに支給可能としたが、令和 5 年 3 月「厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料」にて、【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】としてタブレット端末が挙げられている。神戸市としても平成 29 年の支給開始当時と比べ一般的に普及していることから、今後廃止を検討していきたい。
- ・発声補助装置については過去 5 年以上支給実績が無く、政令市、近隣市でも支給している自治体が見られないため廃止を検討していきたい。

（委員）

- ・今はシャント発声や人工喉頭が一般的。

（事務局）

- ・タブレットの拡大機能については一般の人でも利用しているので、普及してきていると考ええると日常生活用具の要件にも当てはまらなくなっており、一定の役割は果たせたと考える。視覚障害者用拡大読書器は据置型のようなその機能に特化した製品があるため、こちらを利用してほしいとご案内していきたい。

（委員）

- ・種目の廃止とのことだが、視覚障害者用拡大読書器は残ると考えてよいか。

（事務局）

- ・「タブレット端末」のみ廃止し、据置型等その用途に特化した製品については引き続き視覚障害者用拡大読書器として支給する。

(6) 紙おむつの支給対象の拡大（報告）

- ・令和 5 年 4 月より重度の知的障害児・者や難病患者も支給の対象に追加した。支給決定人数や決定件数はそれぞれ増加した。
- ・基準額を一本化した影響により、提出された見積書の金額の平均や公費負担額は減少した。また、基準額が減少した「排便・排尿のいずれにも機能障害がある方」の「超過負担額」は増加している。

（委員）

- ・紙おむつを毎回交換する人もいたと思うが、見積書の金額の平均の推移を見ると、使い方に工夫がなされた効果が出ているのではと感じる。例えば、高いパッドを使用すると長く利用できるため逆にコストを抑えることができる可能性もある。
- ・昨今の物価高の影響もあると思うので、今後再度基準額の増額も検討してほしい。

（事務局）

- ・利用されている方やメーカーの意見も参考にしながら検討していく。

以上